

公民教育の根本問題

社會の協同

二、社會統制

其の必要

其の形式

三、社會の目的及安寧

生命及生活の善なる標準

社會理想及び規準

社會安寧及び進歩

第一部 社會問題

一、學校公民格

學校に於ける生活への準備

自治の形式及び方法

學校に於ける自己指導の問題

二、貧 窮

生活の標準

貧窮の原因

貧窮の救済

三、罪 惡

罪惡の原因

罪惡の處理

社會的正義

四、都市密集

都市細民窟

家屋改造

五、公衆保健

公衆衛生の過去及び現在

第六章 公民科の問題

公民教育の根本問題

衛生的齊整

公衆保健將來の可能

六結婚と離婚

往時の家庭

離婚の原因

其の救済

七移 民

移民の歴史

現時の問題

政治的經濟的社會的等一般の結果

第二部 經濟問題

一、少年労働

其の原因

其の範圍

其の結果

公衆的齊整

二、工場に於ける婦人

其の歴史

過去に於ける狀況範圍

立法(健康と安全、時間、最低賃銀)

三、社會保險及び賠償

工業的事變と職業的疾

雇主の責任

ヨーロッパに於ける社會保健

婦人の賠償

四、無職業(求めて職なき意味)

第六章 公民科の問題

問題

ヨーロッパの状況

アメリカの無職業

五、工場の平和

ストライキ

和解及び任意仲裁

強制仲裁

六、トラスト

其の進化

其の性質

州の統制

シャーマンの反トラスト法

最近の反トラスト立法

七、鐵道

アメリカ鐵道の發達

鐵道等級

州の統制

最初の Interstate Commerce Commission

現時の Interstate Commerce Commission

八、保存

アメリカ合衆國に於ける農業地

水、森林に關する政策

石炭其の他の礦物

人生

第三部 政治問題

一、發議權、レフェレンダム、及び廢棄

第六章 公民科の題同

公民教育の根本問題

一九〇

直接立法の歴史

現時の直接立法

直接立法の利弊

廢棄

二、有権者と政黨

普通選舉

投票紙及び選舉

アメリカ政治に於ける政黨

三、都市管治

委任管治

事業組織としての都市

都市計劃

固有權能(外國都市と比較して)

四、公共的利用

問題

公共的統制

公共的所有

五、財政

問題

現時の租稅

必要且つ提起されたる改正

六、大統領

歴史

大統領と國會

大統領と國民

七、國防

第六章 公民科の問題

一九一

問題

過去の制限されたる準備

陸海軍々備

眞の準備

八 デモクラシーと將來の問題

デモクラシーの性質

デモクラシーの限界

デモクラシーと外國事情

デモクラシーと國內問題(政治的并經濟的)

デモクラシーと社會進歩

次にアシュレー氏の中等學校公民科教科書“New civics”の内容を掲げておく

第一篇 公民と社會

第一章 公民たる資格

第一節 公民たる資格の本質

- 一 アメリカ公民たる資格の定義——二 個人的要求と公民的關係——三 個人的要求と公衆的要求——四 政治組織は如何にして公衆的要求より生ずるや——五 要求より生ずる他の公民的組織——六 公民的組織と公民的關係

第二節 アメリカ公民の或る權利

- 七 一方的或は二方的關係——八 生命と健康に關する兒童の權利——九 有利なる環境に關する權利——一〇 權利は何故に消極的手段によつて保證せらるゝか——一一 他人に對して有する權利——一二 政府の下に有する權利——一三 政府に對する權利——一四 權利の統括——一五 個人自由と社會進化

第三節 公民的義務

- 一六 利益と權利義務との關係——一七 第一義的公民本務——一八 他

の公民的義務——一九 他人に對す義務——二〇 社會的犯罪

第二章 公民の教育

第一節 家庭と學校

二一 家庭に於ける公民的訓練の端緒——二二 公民は如何なる種類の教育を要求するか——二三 唯一眞なる教育としての自己教育——二四 公的教育は何故に自由のみならず一般的でなければならぬか

第二節 生活と公民たることの準備

二五 學校に於ける公民的訓練——二六 異なる學校に於ける自治の度——二七 名譽組織 (The honor system)——二八 業務に於ける公民

第三節 善良なる公民資格の基礎及び効果

二九 公民資格の基礎としての品性——三〇 知識と能力——三一 公民的義務——三二 愛國心と平和

第三章 アメリカの國民

第一節 地理的要素

三三 合衆國の地理的地域に於ける異なる條件——三四 商業的地域——三五 工業的地域——三六 農業的地域——三七 鑛物及び水力——三八 地理とアメリカ國民の將來

第二節 合衆國の人民

三九 過去及現在の人口——四〇 人口の地理的分布——四一 人口の工業的分布——四二 人口の民族的分佈——四三 原始的種族——四四 十九世紀劈頭の移民——四五 最近の移民

第三節 民族の問題

四六 移民の經濟的効果——四七 移民の或る社會的効果——四八 移民の制限——四九 移民と同種

第四章 公民組織

第一節 社會組織

第六章 公民科の問題

五〇 原始的組織及複雑な組織—五一 個人的并集合的發達による社會發達—五二 社會組織の特性—五三 組合の形アソシエーション—五四 習慣—五五 制度—五六 制度の發達に於ける限界—五七 中學校制度の發達に於ける限界—五八 社會的統制—五九 國民性とデモクラシー

第二節 政治組織

六〇 州—六一 政治的義務の固有の範圍—六二 國家州及び地方行政の必要—六三 我國家及州の組織—六四 政黨による代議政治—六五 政府の部門—六六 政府の職分組織—六七 アメリカ政府の特質

第三節 經濟組織と活動

六八 或る基本的經濟過程—六九 現今經濟秩序の特性—七〇 私有財産と契約—七一 勞働の區分及び大規模工業—七二 共同と市場—七三 競争と專賣—七四 生活と分配—七五 公民組織と公民

第五章 アメリカの家庭・家族

第一節 アメリカ家庭の意義

七六 社會單位としての家族—七七 過去の結婚—七八 社會と結婚に關する法律—七九 アメリカ人と結婚

第二節 家庭の永久性

八〇 過去に於ける離婚—八一 離婚を來す條件の變遷—八二 合衆國に於ける離婚—八三 離婚に對する救済策

第三節 經濟單位としての家計

八四 家族の經濟的地位—八五 アメリカ家族の大きさ—八六 家庭收入—八七 家庭支出—八八 生活の標準—八九 工業的罹災者の財政上の問題—九〇 婦人と將來の家庭

第二篇 政治と公民

第六章 選舉權及選舉法

九一 政治に關する民衆共同

第六章 公民科の問題

第一節 選舉事務所に對する薦選

九二 薦選の由來—九三 豫選—九四 直接豫選ダイレクト・プリザイヴの必要—九五 國民的薦選の便利—九六 薦選に關する國民政黨

第二節 選舉

九七 選舉運動—九八 Holding an election—九九 無記名投票—一〇〇 選舉權—一〇一 婦人選舉權—一〇二 選舉の問題—一〇三 選舉の公正を保持すべき努力—一〇四 選舉事務所の責任撤去

第七章 他の一般統制法

第一節 政黨の仕事

一〇五 政黨活動の意義—一〇六 政黨委員會—一〇七 政黨委員會の仕事—一〇八 政黨と官衙—一〇九 政黨首領と政黨員—一一〇 有權者と政黨

第二節 官公吏の任命

一一一 任命と解任—一一二 職祿分配制 The Spoils system—一一三

文官制度發達—一一四 現今の文官制度—一一五 文官制度、公的統制及び善良なる政府の問題

第三節 發案權、レフェレンダム、及び撤回

一一六 直接立法發案權—一一七 レフェレンダム—一一八 直接立法の使用—一一九 直接立法の利害—一二〇 直接立法の缺陷—一二一 撤回

第八章 公民的自由と公的安寧

第一節 個人權と社會進歩

一二二 アメリカ人の民權案
一二三 民權案による憲法上の保護—一二四 言論印行及び請願の自由—一二五 思想の自由—一二六 一度犯行ある人の憲法上の權利
一二七 輓近社會的權利の保護

一二七 行動の自由—一二八 勞働者及び婦人の權利—一二九 貯金

及び住所の保護——一三〇 健康及び生命の保護——一三一 新社會組織

第三節 正義の支配

一三二 裁判所の組織——一三三 司法制度の利用——一三四 陪審制度の利益——一三五 陪審制度の不利益——一三六 アメリカ正義の支配に於ける失敗——一三七 共和國に於ける眞正なる司法部の必要

第四節 犯罪者の所罰

一三八 法の強制——一三九 成年犯罪者の所罰——一四〇 監獄改善——一四一 學校改善——一四二 少年裁判所

第九章 國民財政

第一節 一般概念

一四三 吾々の政府の財政上必要なること——一四四 社會制度としての私有財産——一四五 私有財産に對する保護及び課税——一四六 公用として私有財産を取ること——一四七 善良なる税の本質

第二節 國民的税

一四八 憲法の下にある國會の財政的力——一四九 輸入物貨に於ける義務——一五〇 歳入——一五一 所得税——一五二 種々の税——一五三 國民財政の處理

第三節 國税及び地方税

一五四 一般財産税——一五五 團體に屬する税——一五六 相続税——一五七 國家及び地方の他の收入

第十章 市政

一五八 吾等の市の著しき發達

第一節 組織

一五九 市の特性——一六〇 現今市政の三型——一六一 市會——一六二 市長——一六三 委託政——一六四 委託政の功蹟——一六五 The City Manager

第二節 市政の一般問題

- 一六六 機能の問題——一六七 行政上の諸部——一六八 市の選挙——一六九 市の財政

第三節 安寧問題

- 一七〇 家屋問題——一七一 火災豫防——一七二 都市計画——一七三 公園——一七四 都市遊戯場——一七五 アメリカ都市の缺陷——一七六 都市の改造

第四節 都市の公共的利用

- 一七七 問題に影響する事情——一七八 特許の問題——一八〇 給水——一八一 ガスと電気——一八二 輸送——一八三 電話——一八四 市有對私有

第十一章 市政郡政

第一節 市政と町政

- 一八五 アメリカに於ける地方政——一八六 郡と郡廳——一八七 他の郡官廳——一八八 アメリカの郡區——一八九 地方政の事業

第二節 州の立法部

- 一九〇 立法部の意義——一九一 州立法の組織——一九二 立法の手續——一九三 立法部の範圍——一九四 州立法部の觀察

第二節 州行政及び司法部

- 一九五 州支配者——一九六 支配者の力——一九七 州行政の組織——一九八 州司法部

第四節 根本法及び活動の範圍

- 一九九 州活動の範圍——二〇〇 州によつて行はるゝ義務の種類——二〇一 州立法の統一性と多様性——二〇二 州憲法の特性——二〇三 州憲法の採用と教育——二〇四 吾か州組織の内容

第十二章 國民憲法

第一節 歴史的發達

- 二〇五 アメリカ最初の聯合—二〇六 同盟—二〇七 憲法制定會—
- 二〇八 同會の仕事—二〇九 憲法の制定

第二節 憲法改正

- 二一〇 改正の必要—二一一 國民權利案—二一二 戰爭による改正—二一三 最近の改正

第三節 不文及成文憲法

- 二一四 不文憲法は何の如きか—二一五 議會の力—二一六 大統領—二一七 國民裁判所

第四節 國家及州

- 二一八 政府權力の種類—二一九 國家政府と州政府との獨立—二二〇 州憲法と國家憲法との關係—二二一 我が聯邦組織の統一

第十三章 國民政府

第一節 議會

- 二二二 アメリカの議會—二二三 議會の成立及組織—二二四 上院の特殊性—二二五 衆議院の特殊性—二二六 委員會組織—二二七 Bill of the House—二二八 立法の最後の段階

第二節 大統領

- 二二九 大統領の位置—二三〇 大統領の選舉—二三一 大統領の任期及び繼承—二三二 大統領の一般的權力—二三三 任命の權力

第三節 行政

- 二三四 内閣—二三五 行政部の長—二三六 最初設立された諸部—二三七 追加されたる部—二三八 最近の部

第四節 司法

- 二三九 司法省の仕事—二四〇 裁判所—二四一 The separate Courts

第三節 公共的活動

第十四章 公共の衛生及安寧

第一節 教育

- 二四二 公立學校と吾が共和國——二四三 國家の教育組織——二四四 國立の單科及綜合大學——二四五 文法中學Grammar School及中學校——二四六 學校衛生——二四七 學校設備の一般使用——二四八 公衆圖書館

第二節 公共慈善

- 二四九 貧窮の原因——二五〇 慈善の問題——二五一 兒童の保護——二五二 精神病者の保護——二五三 戸内及戸外の慰安法——二五四 他の慈善法

第三節 健康と一般安寧

- 五五 生命の保存——二五六 一般節生法——二五七 浪費の除去——二五八 純正牛乳及び肉——二五九 純食料に關する法律——二六〇 飲料物製造の監理

第十五章 勞働及工業

二六一 勞働者、勞働及び賃金

第一節 婦人及び少年勞働

- 二六二 少年勞働の範圍及び効果——二六三 少年勞働の公共的統整——二六四 賃金勞働者としての婦人——二六五 婦人勞働の狀態及び時間——二六六 最低賃銀規則

第二節 雇者、備者及び公衆

- 二六七 工業上の災禍——二六八 雇者の責任——二六九 勞働者の報酬——二七〇 解雇の問題——二七一 工業安寧の或る方法——二七二 懐柔と調停

第三節 産業の促進

- 二七三 職業と政府——二七四 産業の保護と組織——二七五 職業同盟——二七六 同盟の利害

第四節 産業の統制

- 二七七 社團統制の問題——二七八 州の非トラスト法——二七九 一八九〇年のシャーマンの非トラスト法——二八〇 シャーマン法最近の應用——二八一 クレイトン行爲——二八二 聯合同業組合委員

第十六章 商業

第一節 政治と商業の發達

- 二八三 アメリカ交通史——二八四 公道——二八五 内國貿易に對する政府の保護——二八六 鐵道の統一——二八七 鐵道問題と公衆

第二節 鐵道の支配

- 二八八 州の鐵道支配——二八九 第一回の州商業委員會——二九〇 現今の州商業委員會——二九一 州商業の州及び外國貿易に對する關係

第二節 外國貿易

- 二九二 政府と外國貿易 二九三 外國貿易の促進——二九四 アメリカ

カ航業の保護——二九五 領事の職務——二九六 アメリカの海關稅

第十七章 他の取引

- 二九七 近代政治と取引との關係

第一節 貨幣と銀行

- 二九八 貨幣標準——二九九 アメリカ貨幣制度史——三〇〇 我が國の銀行制度——三〇一 聯合積立金制度——三〇二 貨金と價格

第二節 諸種の活動

- 三〇三 郵便局——三〇四 最新の郵便上の仕事——三〇五 政府と農業局——三〇六 食料供給の發達進歩——三〇七 風水害に對する保護——三〇八 インド事情

第十八章 領土と公有地

- 三〇九 政府及び領土——三一〇 殖民地の議會統治——三一〇 フィリッピン及びボトリコの政治——三一〇 組織された領土の政治——三一

三 新しき州の是認

第二節 農業地に關する政策

三一四 過去に於ける公有地政策—三一五 農業及牧畜地—三一六

一九〇二年の灌漑法規—三一七 農業地政策の意義

第三節 保存

三一八 我が森林政策—三一九 水保存及水力—三二〇 水道—三二二

一 石炭其の他の礦産物—三二二 過去及び將來

第九章 外交

第一節 外交關係と問題

三二三—外交關係一般—三二四 世界平和に於けるアメリカの影響—

三二五 モンロー主義—三二六 the making of treaties

第二節 國防

三二七 防禦の必要—三二八 軍隊—三二九 陸軍—三三〇 海軍—

三三一 要塞—三三二 恩給法—三三三 軍備の問題—三三四 眞の準備

英國に於ける公民科教材 (スワン氏一九一九年)

第一章 國王陛下

國王の萬歳を祝す—貴族主義と民衆主義—制限政體—一王、一旗—國民の代表—特赦の權—王位の社會的感化力—名譽の源泉

第二章 英國々會

普通選舉—投票場—投票計算—投票の公表—秘密投票抽籤—話しか投票するか—男子の選舉權—女子と投票

第三章 内閣及大臣

大臣の任命—總理大臣—外務大臣—國際的仲裁—大藏大臣—國務卿—(内務大臣)—大法官(司法大臣)—其の他の大臣—内閣—大臣官舎—政府の

建物

第四章 國會

國會開設、勅語—開會中の勤勞—立法と行政—行政部の統轄—國費の投票—議員の支拂—議會の内部—自由黨と保守黨—政府の政策—議會の機關—政府員—多數決

第五章 貴族院

貴族院—スコットランドの貴族とアイルランドの貴族—大法官—銀行の等級—立法者としての貴族—憲法の變更、國會條令—貴族院の改革

第六章 市會

市長—市參事會と市會議員—保安、警察—點燈、補道及び清潔法—水と健康—附則、補則—市會議員の他の義務—市營事業—市長—市書記—市稅(俸給)

第七章 州會及び其の他の議員

區會議員—村會議員—教會管區議員—貧民監督—古式取扱者—十分一稅、教會の收納金—郡會議員—議員は如何にして選舉せられたか—議員の義務—漸次増加—報酬—市民權獲得の機會

第八章 稅率及び租稅

租稅の必要—稅率—貧民法—保護者—貧民率—租稅の賦課—稅率の不均等—他の稅率—租稅—所得稅—直接稅及び間接稅—課稅の效果—慣習と國產稅—課稅法と陳情

第九章 裁判所及び裁判官(一)

普通法律—大法官廳—復審法院、裁判—裁判官—辯護士—裁判所—控訴院—下級裁判所—裁判所の等位表

第十章 裁判所及び裁判官(二)

陪審法—下級裁判所の職員—陪審官—法律の支持、實行者(司法の力)—特殊警察官—檢死裁判所—犯罪者の對審—民事訴訟—令狀—令狀の手續

第六章 公民科の問題

— 審問

第十一章 國防

兵士水兵—英國海軍—海軍の統督—士官及び軍人—英國陸軍—常備軍—領土

第十二章 教育及教育制度(一)

過去の教育的努力—英國小學校及び國民學校—貧民學校—一八七〇年以前の學校教育—一八七〇年—一九〇二年の學校教育—視學官及び法規—就學年齡—半日學校—夜學校—教師及び職業學校

第十三章 教育及び教育制度(二)

育英教育—高級學校及び一般各種學校—工業教育—近代語—工業展覽會—學校教育の階梯—訓戒

第十四章 少年勞働

州及び兒童—少年勞働者—一八三二年以前—一八三三年以後—一八七

八年—缺陷ある兒童—最近の立法—回顧と希望—少年特許狀—少年—幼年者顧問委員—其の他の隨意機關—貧民法少年

第十五章 少年保護

少年犯罪者—惡しき昔—流刑—緩漫なる改善—新紀元—少年裁判所—工業學校と感化院—ボルスタ—免囚教化院—罪科減少

第十六章 雇傭者と使用人

勞働組合—組合の目的—工業的福利—和解及び仲裁—賃銀局—雇傭者の責務—國民健康保險—將來の問題—社會主義共產主義

第十七章 イングランドと英帝國

白人の義務—海外の義務—カナダ—オーストラリア—南アフリカ—英國の公正—エジプト—皇室殖民地—英帝國會議—英帝國防備委員—英帝國の特惠—移民問題—價値なき特權

第十八章 完全なる公民

第六章 公民科の問題

若き公民—品性の構成—自己教育—娯樂—作法は人を作る—強制的義務と自發的義務—市民の繁忙、疾病、冷淡—國家に對する國民の負財—節約—富と市民權

獨國に於ける公民科教材例 (オットーゼーリング)

第一卷

- 一 道德
- 二 憲法史
- 三 人民の權利義務
- 四 ボルシェヴィズム
- 五 法律一般
- 六 ローマ法
- 七 ドイツ民族の刑法

八 一般國際法

九 大使及領事

- 一〇 一九二〇年三月二十九日の所得税法
- 一一 獨國行政經濟に關する法律
- 一二 貨幣及貨幣の下落
- 一三 民事訴訟の歴史
- 一四 忠言の手續
- 一五 貧民權利保護
- 一六 黨の訴訟手續に於ける權利の鬭争
- 一七 公示催告手續
- 一八 獨國に於ける主なる刑法
- 一九 刑罰の成立
- 二〇 正當防衛

- 二二 侵入による竊盜
 - 二二 發見
 - 二三 土地使用法
 - 二四 結婚
 - 二五 遺言
 - 二六 相続權
 - 二七 一九二〇年四月二十七日の獨國選舉法
 - 二八 一九二〇年二月四日の工業委員會規則
- 第二卷
- 一 國家の要素
 - 二 往時の階級について
 - 三 封建制度
 - 四 兵役制度の歴史

- 五 ブランデンブルグ、プロイセン國の建設
- 六 スタイン、ハルデンブルグの改革
- 七 中世紀に於ける法律の源泉
- 八 フランク時代の教會
- 九 過去に於ける裁判法
- 一〇 法律行爲について
- 一一 契約
- 一二 不許可の行爲
- 一三 裁判籍にいつて
- 一四 民法に於ける時効
- 一五 訴訟委任者
- 一六 民事訴訟に於ける證據の處理
- 一七 民事訴訟に法ける法律的手段

- 一八 一般的所有について
- 一九 強制執行
- 二〇 古代に於ける土地の所有
- 二一 土地登記簿
- 二二 協会の登記簿
- 二三 財産登記簿
- 二四 両親の権利に後見裁判所の共働作用
- 二五 私生児の後見
- 二六 離婚
- 二七 遺産の證券について
- 二八 遺産の無価値について
- 二九 刑事訴訟の歴史
- 三〇 自己防衛及び自働

- 三一 多数犯罪の俱發
- 三二 私訴及び附帯訴訟
- 三三 犯罪者交附手續

佛國に於ける公民科教材

佛國は公民教育を道德教育と融合して施してゐる。故に「道德及び公民科」と稱してゐる。小學校に於ては道德教科の中で、公民教科に關するものを特に注意事項として列挙してゐる。

下級科(七—九歳)に於ては、國民觀念を喚起する語の説明〔公民、兵士、軍隊、祖國—市町村—省縣、國民—法律、司法、權力等〕

中級科(一〇—一一歳)に於ては、フランス國家の組織の概要〔公民、其の權利義務、義務教育、兵役、租稅、普通選舉、市町村、市町村長及び市町村會、縣、縣知事及び縣會、國家立法權、執行權、司法權等〕

上級科(一一—一三歳)に於ては、フランスの政治行政司法に關する一層進みたる概念、〔憲法、共和國大統領、元老院、代議院、法律、中央行政、地方行政、各種官廳、民事及刑事裁判、教育、其の各種段階、公民權、軍隊等〕

高等小學にては、第一學年は道德科として、第二學年に道德及公民科として公民教育をなし、第三學年には私法及經濟學を授ける。試みに第二學年の道德及公民科の教材をあけて見る。

一、國民

國民觀念の歴史的基礎と精神的基礎。子孫の連帶責任と國民生活の連絡。國民的理想と其の漸進的實現。愛國心。祖國の防衛。祖國の法律の尊重と擁護。

二、國家

國家の任務及び其の作用。
政府。共和的民主的形態、其の精神的價值。

自由。個人の自由、思想及信教の自由、勞働の自由、集會結社の自由、出版の自由、平等。其の意義、民主制に於ける選ばれたる者、普通選舉及び國民主權。法律。制定手續、國法。

國家の權力。立法權。元老院及び代議院、大統領、大臣、代議政體。法の適用。フランスの行政組織、縣、縣知事、縣會、縣參事會、郡區、市、町村、市町村會。

國民の義務。法の遵守、公共利益の發展、義務教育、租稅の納付、兵役投票。法の制裁。刑罰の正當。司法制度。裁判の公開。

民事及び刑事々々の裁判管轄、治安裁判所、刑事第一審裁判所、控訴院、商事裁判所、勞資審理會、大審院、訴訟救濟。

懲罰管轄權。違敬罪裁判所、輕罪裁判所、重罪裁判所、大審院。行政裁判管轄。縣參事會、參事院、會計檢査院。

民主制國家に依る專制及び無政府狀態に對する保障。

三、國家相互の關係

國際義務及び國際權利、國際連帶責任、人類愛と祖國愛との調和方法。

以上によつて見ると、フランスの公民教育は社會の一員としてといふやうなアメリカの Community Civics の思潮とやゝ趣を異にし、著しく國家的な政治的なものであることが看取せられる。

支那に於ける公民科教材

支那に於ても公民教育の要求は盛んで、種々の教科書が出てをる。次に示すものは其の二例である。

小學校の例

家庭
健康

服從

整齊

節儉

儲蓄

共同生活

互助

個人的習慣

對於不幸の同情

學校

愛惜公有物

會場規則

小公民會

鄉自治

利用假期

職業

愛美

參加社會公益活動

交通

不苟取

尊重別人的權利

市自治

縣自治

公共心

選舉適當的人

社會領袖

戶口

地方官署

國家

法律

法治精神

省議

國會

選舉權

選舉票と選舉手續

代議制度的精神

人民的資格

人民的權利

人民的義務

我國的領土

我國の主權

大總統

國務員

法院

審計院

政黨

好政府

教育

租稅

國有事業

生產

消費

合作

分工

勞働運動

婦女運動

國民外交

公民與輿論

平民政治

裁平運動

國際公法

國際聯盟

遠東問題

中學校の例

上卷

總論

第六章 公民科の問題

公民教育の根本問題

公民道德之意義

公民道德之修養

公民道德與實踐

個人道德

總論

健康之法則

遊戲之法則

自制

自助

自信

服從

誠信

協働

親切

忠實

家庭道德

總論

公民道德與家庭

父母子女

兄弟姊妹

夫婦

職業道德

總論

職業選擇

聯業之道德

社會道德

公平正直

博愛同情

禮讓

犧牲

公德心

公益心

責任心

組織力

國家道德

總論

愛國

服從法律

慎重選舉

中卷

總論

公民與法制

公民與國家

公民與國民

憲法、法律

概說

第六章 公民科の問題

遵重輿論

履行義務

國際道德

總論

國家交際

國民交際

公民教育の根本問題

憲法

國憲

省憲

法律

行政法

民法

刑法

訴訟法

國際公法

國家

中華民國之組織

中華民國之法制

公民之權利

自由權

請求權

參政權

公民之義務

道德上之義務

法律上之義務

納稅之義務

服兵役之義務

受教育之義務

中央政府

國會

大統領

國務院

第六章 公民科の問題

法院

地方制度

自治制度概説

省

道

縣

市

鄉

選舉

市鄉議會之選舉

縣議會之選舉

省議會之選舉

國會之選舉

衆議院員之選舉

參議院員之選舉

大總統選舉

下卷

經濟概念

日常生活與經濟

財富與公共幸福

經濟事業之動機

自利心

競爭

經濟與社會上他種事業連帶之關係

經濟與政治法律

經濟與教育道德

第六章 公民科の問題

社會秩序

産業與特利

契約與經濟上之個人自由

實業進化之程序

家庭經濟與地方經濟時代

國家經濟與世界經濟時代

貨物之生産

生産要素

生産組織

財富之流轉

國內商業與國外貿易

貨幣信用

全國收入之分配

現行分配制度

社會改良與社會主義之來源

中國經濟狀況

國民生産力

國家財政

一三三 アメリカ政治學界の主張

アメリカ政治學會が、一九二〇年委員會を設けて、中學校に於ける公民科の範圍及び目的を議した際の決議の一節に、次の如きことが報告せられてゐる。

本會は *civics* なる語に嚴密な定義を與へる必要が迫つてゐることを信ずるものである。本來、此の語は中學校に於て用ひられてゐる如く、合衆國に於ける政治并に其と密接に關聯せる事項についての學習なりと理解されて來た。然るに、近來その範圍は甚しく擴張せられ、今や經濟學、社會學、倫理學、國際關係を包

含せる各方面に亘るものなるが如く見做され、合衆國の政治といふ根本問題は、遙かに背後に押し遣られたかの感がある。其の結果、中學校の公民科は、取り止めもなくその範圍が擴張され、遂に皮相的な無秩序な傾向を呈するに至つた。即ち生徒に雑多なものに關する半可通の知識を與ふるに止まり、中心概念を以て、諸項目相互を連結することを得ず、しかも何れの方面に亘つても、永久的な印象を與へるやうな徹底した教授を施し得ない弱點を生ずるに至つた。勿論、此の科目の教育的價値を毀損するに至つたのは、その範圍が廣大に過ぎるといふのみでなく、各項目相互の間に連絡がないといふ缺陷にもよる。従つて、公民科に籙をはめると同時に、此等の範圍内に於ける各項目を、有効に排列せなければならぬ時機に到達したことを信する……。

公民科の目的は、知識の傳達ではなくして、寧ろ生徒に彼の一員たる大なる社會に對する彼の關係、社會の彼に要求せる事項、社會の組織、社會の機能等に理解を與へるにある。従つて、公民科には多少主要な社會、經濟に關する知識を含め

るものである。しかし、社會科學の全範圍にある一切の道は、一應は政治の道を通じて布かれてゐる。

所論の題目は、財政にあれば貯蓄にあれば、た公衆衛生、貧民救濟、労働問題、運輸等にあれば、常に吾人は政治組織、政策、政治作用をば重要なものとして考へざるを得ない。故に政治組織及び公權の機能に關する學習は、公民の理想を教へ、義務を強調し、社會問題の概要を理解せしめんことを主要なる目的として、之を中學校公民科の中心たらしめねばならぬ。

若し、中等學校の上級科目中に、公民科を加へる時、公民科の本質定義は、如上の如き意味で與へられねばならぬ。單に政治、經濟、社會學、倫理學の全範圍から教材を摘出し、雜然と排列された項目を學ぶだけでは、その教育的効果は望まれなない。その項目は、如何なるものにせよ、何か中心概念に聯關を有するものたるを要する。若し熟慮して計畫するならば、公民科も明確單純に、しかも全體を通じて狹隘に傾くことなく、無趣味に陥ることなき程度で考案されるであらう。

直接問題は、生徒は社會の一員であり、しかも能動的な積極的な成員たるべきことを印象せしめるに在る。此科目教授は常に公民的の權利を教へると共に、公民的責務の自覺を起さしめねばならぬ。されば公民科教授の範圍と方法とは、此の目的に適合するものでなければならぬ。即ち他面に於いて、公民の活動に直接影響を及ぼすところの社會的、經濟的意義をも適當に強調されなければならぬ。勿論、公民科は社會的、經濟的、政治的のプロバガンダを標榜するが如き性質のものではない。然し、目的は現代諸問題に對する知的態度を啓發せんとするに在るが故に、公民的活動に關する周到なる研究は、勢如上の問題に關する論議を生ずることは免れ難い。しかし、最も慎重なる態度を以つてすれば、公民科もプロバガンダに墮せしめずして、眞の目的に達することを得せしめるものと信ずる。

以上の如き意見がアメリカに在ることは、我が國が公民科を中等學校に採用するに當つて、他山の石として、大に參考となる點であると思ふ。右の意見の中

で特に私共の目につくのは、

一、アメリカの中等學校に於ける公民科が、政治、經濟、社會、倫理等の全範圍に亘つて材料を取り、そのために教材の統一が失はれて來た。それ故にその内容の統一が必要であるといふ點。

二、公民科の内容を政治を中心として統一せよとの要求のある點。

である。第一の點は、確かに我が國の中等學校に於ける公民科の内容を定める上に注意すべきことである。第二の點は、右の報告が政治學會の報告であることを見れば、明かに首肯せられるが、政治中心でよいかどうかは、大に考慮を要することであると思ふ。しかし、公民科の内容を何等かの中心に綜合するといふことは必要なことに相違ない。

一四 公民科と修身科

公民科と修身科との關係は、本書に於て既に幾度か論じたところであるが、私

のこゝで述べようと思ふのは、公民科と修身科とが、何れも一科として並立する場合についてである。そこで、並立するものとすれば、兩科の獨立すべきために、その特質のある所以を明かにしてかゝることが必要である。

修身科は道德に關する知識を授け、之によつて徳性を涵養することを以つて、職能とするものである。尙ほ、之を敷衍すれば修身科は道德的知識を與へて、正邪善惡を明瞭に判斷し得る力を養ひ同時に正善を好み、邪惡を憎む道德的情操を養ふ、又之を實行に現はすところの強い道德的意志を養ふにある。故に、修身科は道德の知識を授けるのみに止まらず、道德的品性を陶冶することを目的とするものである。従つて、修身科の教授は、訓練と相待つて初めて充分の効果をあげ得るのである。

道德は人間行爲の規範であつて、之を對己的と對他的とに分けるならば、此外にも標準のとり方によつて、色々の分け方があるが、之か普通に採用せられる標準であらから、之をとつたのである。對己的の道德としては、清潔、勤勉、沈着、忍耐、勇

敢、快活等其の他幾多の規範があり、對他的には、家庭、社會、國家に對する責務がそれであつて、忠孝、正義、仁愛等、其の他幾多の規範がある。道德修身科に於ては、之等の道德の知識を授けるのである。勿論修身といつても、小學校と中學校では、程度が違ふのであるから、其の内容も違つて来る。例へば、中學校の上級に進めば、道德の理論を授ける。即ち倫理學の概要を知らせるやうにもなるが、要するに修身科の教授は、右述べたやうな道德の知識を與へるのである。しかし、數學の公式を教えるやうにするのではなく、常に情意を動かすやうに教へ、訓練と相俟つて、それらの道德を實行する品性を涵養するのである。

そこで、修身科で取り扱ふ知識教授は、あくまでも其根本は、規範の認識でなければならぬ。それを効果あらしめる方法として、嘉言善行の如き例話や、格言等或は又、國家、社會、家庭、政治、經濟に關する事項もとり入れる。併しながら、それらの知識そのものゝ教授が目的でなく、飽くまでも、道德的規範の認識が主目的である。例へば、楠公の話をするこゝによつて、忠誠の道德を教へるときに、楠公の

活動の詳細な事實を知らせるのが目的でなく、忠誠の道德にあるのである。補公の事蹟は、歴史によつて之を教えるのである。さらばと云つて、歴史はたゞ事實だけ教えるだけでよいかと云ふと、さうでなく、同時に忠誠に對して、生徒を感奮せしむる教授をせんければならぬ。今一つ例をあけて見れば、孝行といふことを教へるときに、ある貧困の家の子供が、一人の母の病氣を治すために、納豆賣をするに云ふ話を聞かせたとする。その時に子供は孝行といふものは家が貧乏であつて、親が病氣にならねば行へぬことだといふやうに考へたならば、それは大きな失敗である。そう云ふ譯で、例話は孝行といふことを知らせる方便である。目的と方便とが逆になつては、修身教授は失敗である。

かく考ふれば、修身科に於ける道德の知識は、歴史や政治や經濟の知識とは其の種類を異にすることが明である。そこに修身科の使命がある。

次に公民科について考ふるに、これは、公共生活、政治生活、經濟生活に關する知識を與へ、併せてこれら諸生活を完ふするに充分なる徳性を涵養するにある。

そこで、公民科では、社會、政治、經濟に關する組織的な知識を與へることが第一必要である。修身科のやうに、道德の知識を教へるのではない。公民科では、生活の環境としての事實といふ方面から、社會、政治、經濟に關する教材を選擇、排列して、充分に理解せしめる。そうして、それらの生活に必須な道德を知らしめ、且つ品性を作るのである。

従つて、公民科は修身科と密接な關係を有する。それは品性陶冶といふ點である。こゝに於てか、或る人は、公民科を修身科に包攝すべしと主張し、反對に、ある人は、公民科に修身科を包攝すべしとする。しかし、私共の考では、修身科に包攝するとすれば、今日公民科が期待するやうな、社會、政治、經濟に關する充分な知識を與へることは、修身科の目的以外のことになるやうに思ふ。其の理由としては、既に法制經濟科が、修身科と並立してをつた事情に見れば明である。或る人は、法制經濟を修身科に包攝する考を持つてゐるが、之は教科目の分類といふことに無定見な思想で、とるに足らぬ議論である。さやうな譯で、法制經濟科の

内容を多分に有する公民科を直ちに修身科に包攝することは修身科の本旨でないものまで、修身科に澤山取り入れることになるから宜敷くない。又反對に、公民科に修身科を包攝するといふことは無理であるのは論ずるまでもない。

小學校程度に於ては、公民科を特設するの必要はなく、修身科や國語科で教授してもよいが、中等學校上級に於ては、公民科を特設して、修身科と相並んで課するを可とする。かく云へば、今日のやうな公民科の教材を取り入れてをる修身科に於ては、教材が無くなつて、修身科の破綻を來すやうに思はれぬでもない。修身科擔任者から、かうした反對が主張される。しかし、私共から云はせると、公民科が與へる所の事實的知識の根柢について、内面的價值的規範的意義を知らせる必要があり、又藝術や宗教に關すること、又哲學や心理學に關する方面のことを授けて、道德思想の根柢を知らせ、進んでは現代の社會問題、思想問題の批判をして、道德思想の根柢を培ふことが甚だ必要である。之等のことは、公民科に於ては充分に出來ないことで、修身科の使命はかゝる方面にあると思ふ。修身

科が公民科のやうになつては、敢へて以上の如き修身科獨特の使命が果せないやうに思ふのである。それ故に、修身科(こゝでは中等學校上級に於て公民科と併せて課する場合)が、公民科に教材を取られるといつても、それは決して憂ふるに足らぬ。かく云へば、從來の修身科が理論的抽象的であつて、實行方面に役に立たなかつた弊害を、益々多くするではないかとの反對論が出るかも知れないが、私はさうは思はぬ。それは實際と離れて理論を説くからであつて、教授者の方法如何にある。

次に公民科と修身科との教授上の關係について述べると例へば、國家といふ問題を取り扱ふ場合を考へるに、公民科では、其の法制的方面を知らせ、其の運用に關する實際上の心得を知らせるが、修身科では、國家の本質目的、道德性を明かにして、公民科で教へる國家の基礎づけをして行くのである。故に公民科と修身科とが、同一題目を取り扱つても、其の取り扱ひ方が、大に趣を異にするのである。かく考ふれば、修身科と公民科とは、並立して、しかも互に密接な關係を保たせ

て行つたならば教育上に大なる効果をあげ得ると思ふ。

一五 公民科と法制経済科

公民科の内容には法制経済科の教材を多量に含んでをるから、中學校の如く、既に法制経済科を課する所では、公民科の特設によつて當然廢止せられねばならぬ。之を換言すれば、法制経済が新しく生れ變るに外ならぬ。

従來の法制経済科は、どうも専門書をコンデンスしたやうなもので、徒らに術語を澤山使用し、抽象的に流るゝの結果、乾燥無味であつて、其の効果が餘り揚らない。之には色々な原因がある。

一、教科書が何れも日常生活の實際に適するやうに出來てゐない。専門書の書き拔きのやうなのが多い。中には除程具體化したものもあるが、概して不手際である。

二、教授者もそう云ふ教科書にしばらく乾燥無味な教科書の解説に終るの

弊があつた。

三、今一つには、法制経済を課する學年は、中學校では五年であつて、高級學校の入學受験準備に忙殺される結果、法制経済の如き入學試験に關係なき學科には、彼等が注意を向けないのも當然である。

かやうな譯で、法制経済の成績があがつてゐない。然るに法制経済の知識は、國民生活にとつて必要である。そこで法制経済を實際化し、尙ほ之に社會學の知識をも加へて、打つて一丸となしたる公民科を特設せんとするに至つたものである。

公民科は従來の法制経済が實際化して教育上効果の多いやうに改造せられたものと云つてもよい。たゞこゝで注意すべきは、法制経済を公民科とするのは、中等程度に於て必要であつて、専門教育に於ては、法制経済はそれ／＼分化して、法律、政治、經濟等として取扱はるべきは當然のことである。これは小學校に於ける理科を、中學に於て博物科、物理化學科とすると同様である。

一六 公民科と其の他の教科

公民科は歴史、地理、理科等と教材上連絡するところが多いから、公民科の教授に際しては、此の點に注意せねばならぬ。

- 一、歴史との關係については、日本國家の特色發達、特に明治以後の歴史は、我が國の立憲政體の建設及び内容充實の時代である。又日清日露の兩大戰があり、國威の發揚、國力の充實上、公民科にとつて密接なる關係を有する。
- 二、地理科との關係は、地勢、住民、産業、物産、貧富、交通、文化等の點に關して、特に經濟と關係することが多いから、公民科と密接なる關係がある。
- 三、理科との關係は、それが科學上の知識を提供する點に於て見ることが出来る。交通、通信、衛生、工業、建築等種々の點に於て公民科の教材と聯關する。之等の關係を顧慮して、他教科と連絡をとつて、公民科の教授をして孤立せしめず、宜しく教育的教授を行ひ、其の効果をあけることにつとむべきである。

一七 公民科受持教師の修養

公民科はその内容に多方面の材料を含んでゐるから、受持ち教師は、多方面の修養を要する。其の點から云ふと、恐らく何れの他の學科の受持教師よりも、六ヶ敷いものであるかと思ふ。實業補習學校程度は、やゝ容易としても、中等學校上級生に教授するに當つては、中々教師は容易でない。次に其の知的修養の要項を述へると、

一、哲學、倫理學、國民道德の一般

これは教師自身の人生觀、世界觀を作る上から云つても、又公民科の思想的背景や道德的基礎を説く上にも、是非有せねばならぬ知識である。

二、社會學、文化史の一般

これは公民科に於いて、社會生活に關する教授をなす基礎として心得ねばならぬ。

三、政治學、法理學、憲法、行政法、國際法、民法、刑法、訴訟法、日本憲政史等の一般

これは公民科中の政治生活に關する事項の教授の基礎となるものである。

四、經濟學、經濟史の一般

これは公民科中の經濟事項の教授の基礎となるものである。

五、現代思潮、社會問題、思想問題等に關する一般

六、新聞、雜誌より社會政治、法律、經濟等に關する新しき事項につき、たえず注意を拂ふこと。

七、教師は自ら視察見學をなして實地上の見聞を廣めること。

八、例話、實例、統計類を蒐集しておくこと。

尙ほ教師の資格として希望すべき諸點は、

- 一、公民教育に對し趣味を有すること、
- 二、熱心にして活氣があつて、生徒を公民化するに足る感化力あること、
- 三、實踐躬行自ら模範的公民たるの資格を具ふること、

四、理論家であると同時に實際家たること、

五、堅實なる人生觀を有すること、

六、時事問題に對し適切なる批判力を有すること、

等幾多の條項をあけることが出来る。公民科は修身科と同様單なる知識教授に止まらず、深く情意の方面にも進んで陶冶を行ない、實行力ある人を作るにあるから、教師と生徒との間に、特に人格的感應が充分に行はれることを要する。そこに公民科教師の重要な一任務がある。

一八 公民科教授上注意すべき事項

公民科の教授を徹底せしむるためには、教師の側に於ても、亦生徒の側に於ても、注意すべき幾多の點がある。

第一に教師の側に就いては、

- 一、注入主義に偏せず、開發主義を併せ行ふことが必要である。從來法制經濟

科の教授に於いて朗讀式に壇上から教師が講演したり。又修身科で往々見るやうに教師が押し賣りの獨り喋々と講演し生徒は睡眠を催したり、外の事を考へて居るといつたやうな弊に陥つてはならぬ。どこまでも生徒に積極的自發的に研究する態度を起さしむるやう開發的に教授をすることが必要である。

二常に教授を實際生活に關係せしめ、具體的に教授すること。

三右の方便として平素蒐集しおける例話、實例統計、經驗談、視察談等を利用すること。

四教授は教師自身が知的にのみ働かず、常に情意的に活動すること。

五掲示板を利用して、公民科に關係ある時事問題を知らしむること。

六新聞雑誌の記事に對する指導をなすこと。

第二に生徒の側に就ては、

一、公民科の特別室を設けて、公民科に關係ある各種の圖書、各種統計表、地圖標

本、繪畫、寫眞新聞雜誌等を具へ、生徒の自學自習に便ならしむること。

二生徒をして、見學視察せしめて、教授を助ける。例へば、裁判所、刑務所、選舉場、議會、取引所、郵便局、軍隊等地方の事情によつて、可及的多く行ふこと。

三談話會を催して公民教材につきて、各自の意見發表又は討論をさせて教師が之を指導したり、或は或る問題をとらへて、議事法を實驗さすこともよい。之には教師が充分なる指導を與へて、單なる遊戲に終らしめないこと。

右述べた諸項は、何れも重要なことのみである。其の他施設のことについては、公民科の特別室を作ることには甚だ必要である。圖畫、理化、地歴等には、多く特別室を設けてある。公民科に於ても是非之を實施したいものである。

第七章 公民的訓練

一 公民的訓練の意義

公民教育の教授に關する方面は、今迄に既に述べたところである。教授は主として知的方面の陶冶であつて、公民として公共生活をなすに當つて、必要な事實的・道徳的知識を授ける作用であつて、公民科が其の大部分の使命を負擔するものである。公民科に於て、教材の選擇・排列、其の他種々の問題を考究したのは、公民科に於て、如何に其の教授を効果あらしめ得るかの研究に外ならなかつた。しかしながら、如何に教授の方法を完全に行なつて、公民たるに必須なる知識を充分に與へたにしても、それだけでは、理想的な公民は教育せられたとは云へない。ソクラテス *Socrates* の如きは、知行合一説を唱へて、人は善なりと知れば行ふものである。人の惡をなすのは無知によるのであると主張した。成る

程無知は惡を爲すの一つの原因であるかも知れぬが、しかし善なりと知つても、之を行ない難いのが神ならぬ人間の缺點である。世には、惡事をなす多數のものがあるが、彼等はそれが惡なることを知らないではない。例へば議員選舉に當つて、投票の賣買が行はれるが、何人かその罪惡なることを知らずして、之を爲すものがあるであらうか。又脱税とか徴兵忌避とかいふやうなことも、決して無知でするのではない。思ふに、之等は善なりと信ずることを決行し、惡なりと考ふる所を行なはない所の、強い情意を有せないからである。そこで、如何に公民たるに必須な知識をさづけても、それだけでは、實行的に善良な公民を作ることは出來ない。是に於てか、公共の實際生活に於て、實行的な公民を作るには、知識の陶冶と相俟つて、情意の陶冶をせなければならぬ。即ち、生徒に公民としての知識・道徳を授けて、正しき判斷をなす基礎を作つた上に、更に之を實行せなければ止まないと、この、強い情意を有する人たらしむることが必要である。

かやうに、情意を陶冶する教育作用が訓練である。公民教育は、一方に於て公

民たるに必須な知識を授けて、其の知見を啓くと同時に、訓練によつて、實行的情意を陶冶し、以つて初めて理想的な公民を養成することが出来る。

それ故に、公民教育上の訓練は、公民としての實行的情意を陶冶するために、教授と相俟つて、重要な公民教育方法上の作用である。

二 公民的訓練の目的

しからば、公民教育の目的は如何なるものであるか。換言すれば、如何なることを目標として訓練すべきか。之を明にするとは、公民たる性格に必須なるべき特質を述ぶることに外ならぬ。既に述べたやうに、公民教育は國民教育の一部面であるから、公民教育の訓練の目標は、勿論國民教育の訓練の目標の中に包含さるべきものであつて、國民教育中特にその公共生活に必須なる方面の品性を陶冶するに必要な事實のみを列挙すればよいと思ふのである。

一 同情

公共生活の結帯には強い同情心が其の一要素をなしてゐる。孟子が井戸に陥らんとする幼兒を救ふ心を、惻隱の心と稱し、之を仁の端なりと云つてをる。孟子の云ふやうに、人には生れながらにして、同情心があるが、又反面には、怨恨、憎悪、羨望、嫉妬などの心も起り、又利害の關係等のために冷酷になり、或は個人的に又は階級的に、同情心の發露を妨害する原因も大にある。而して、それらのために、公共生活がどれだけ傷けられつゝあるか知れない。現今の社會問題の如きは、その著しい例である。故に、公共生活をして、圓滿ならしむるためには、個人が同情心を豊かに持つことが肝要である。されば、訓練の一目的として之をあけるのである。

二 自治

公共生活をなすに當つては、各個人は自己に出来ることは、自ら之を爲し、濫りに他人に迷惑をかけない精神が必要である。但しかく云へばとて、一切他人に依頼せず、獨立獨歩と云ふのではない。他人と相依り相扶けつゝも、自己にて當

然なすべきことは自己の力によつて實行することを云ふのである。又自治といふことは、自己の自由意志によつて實行するのであるから、責任を強く自己に感ずることになる。もし公共生活に於て、個人が無責任であつたならば、公共生活は混亂し破壊するの他はない。立憲政治は、實に各個人が自治に目醒め、それがやがて團體的自治に進むことによつて、よく其の効果をあげ得る。

三、協 同

公共生活は個人が互に協同することによつて、其の發展進歩を完ふることが出来る。協同は同情の感情と結び付いてゐるものではあるが、明晰な理性が働いてゐる。世の中には協同の反對に、競争、闘争があつて、公共生活を分裂せしめる方向に作用してゐる。されば、公共生活を完ふするためには、小さき自己の利害感情を去つて、互に融和協調して、共存共榮を圖らねばならぬ。それには協同的精神を強固にせんければならぬ。

四、正 義

正義は又公正ともいふものであつて、人が社會公共の生活をなすに當つて、自己の人格を尊重すると同時に、他人の人格を尊重する道徳をいふ。即ち自他の人格を公正に取り扱ふ精神である。立憲政體に於て、法律の前には萬人を平等に取り扱ふのは、正にこの精神に基くものである。今日各國の憲法に於て、個人の生命住居、信仰、思想發表等の自由を規定してゐるのはそれである。專制時代にあつては、階級的意識が強く、一方個人の自覺も低度であつた爲、正義の觀念は甚だ進んでゐなかつたが、今日は人格の尊嚴が認識せられ、自他の人格を尊重すべきものとなし、社會を以て人格連帶の有機體なりとするに至つたのである。

五、献身犠牲

公共生活をなすに當つては、小我・個我を捨て、大我・社會我に没入する精神が必要である。個人が利己的精神を逞ふするならば、決して團體生活は繁榮しないであらう。忠君愛國も社會奉仕も、旺盛な献身犠牲の精神があつて現はれるのである。小にしては郷土、市町村、府縣、大にしての國家の生活に於て、献身犠牲

の精神を各人が有せなければならぬ。

以上は公民的訓練の目標として重要な諸點であつて、之等の諸徳を有する實行的な公民を作るために、適切なる施設方法が構ぜられねばならぬ。その點に關しては後節に於て述べるであらう。

三 公民的訓練の主義

訓練の主義に關しては、自由主義と干渉主義とある。前者は外よりの干渉壓迫を以て拘束することなく、自主自律的に訓練せんとする主義であつて、干渉主義は外的權威によつて他律的に訓練せんとする主義である。

現今教育上、右の二主義は何れも極端なるものとせられ、生徒心意發達の程度に應じて、調和主義を以つて之をなすべきものとせられてゐる。元來幼年時代に於ては、概して自我意識が低度であつて、他から之を指導干渉するにあらざれば、到底訓育の効果をあげることは出来ぬ。しかしながら、中等學校程度に達す

れば、青年期の特徴として、自我意識が強くなつて來るから、干渉主義より漸次自由主義に移るのが至當である。即ち訓練は生徒心意の發達に應じて、他律的干渉主義より、自律的自由主義に移るのが順序である。但し、自由主義と云つても、何等の權威をも認めないといふのは宜敷くない。干渉主義の時代は、權威を權威として、よく之を尊重し、服従するのであるが、自由主義の時代に於ては、權威の何たるや、及び其の合理性を確認せしめて、自律的に之を尊重し、之に服従せしむるやうにあらしむるを要する。即ち、自由主義に於ては、干渉主義に於て外にあつた權威が、一度内面に移されて、強き内的權威にまで高められることを要する。

外國では、どう云ふ傾向になつてゐるかといふと、英米は何れかと云へば、自由主義に傾き、獨佛は干渉主義が勝つてゐる。之等は國民性の相違から來ること、遽かにその長短を論じ難い。英國は元來自由主義個人主義の國で、自治の制度が夙に發達し、立憲政體を作つて世界に模範を示した國であるから、傳統的に、國民訓練に自由主義をとるのは、必然の結果と云はなければならぬ。米國は英

國から自由を愛する國民が行つて建てた國だけに、自由主義の傾向は更に一層濃厚である。之に反して、獨國は國家主義的傳統をもつた國だけに、訓練も軍隊的傾向を有して、著しく干渉主義的である。佛國は自由の國民ではあるが、基督舊教の訓練法の影響を受けて、よほど干渉主義に傾いてゐる。

かく、訓練の主義は國民性の相違によつて、多少其の趣を異にするものがある。我が國に於ては、長い專制政治が行はれた結果、干渉主義が採用せられておつた。ために官尊民卑の傳統思想が容易に去らず、國民には命維れ従ふの餘風が依然として存してゐる。然るに、立憲政治に於ては、各人の人格は尊重せられ、其の自由が擴大せられ、大に自治の精神を必要とするが故に、之を涵養するの必要がある。故に、國民教育上、其の訓練は自由主義を採用せなければならぬ。

特に、公民教育は社會公共生活の一員として、その責務を完ふする公民の教育なるが故に、自由主義を以つて訓練の主義とせなければならぬ。即ち、生徒の人格を尊重し、之を信頼し、責任と自由とを強く感ぜしめ、教師は指導監督の位置に

立つて、生徒自己自らに訓練をなさしめる必要がある。之は公民たるの資格として必要な自治的精神を涵養する所以であつて、公民教育の訓練は、自由主義によるのが至當である。但し、先にも注意したる如く、生徒心意の發達程度に応じて、干渉主義を加味することの必要なるは論を俟たないことである。たゞ公民教育の本質から云つて、自由主義を標準として、訓練を行なはねばならぬと云ふまでである。

四 公民的訓練の方法及び施設

公民的訓練は、個人的よりは團體的なるべきである。その故は、社會公共生活の一員として必要な品性、換言すれば情意の陶冶をなすにあるからである。即ち團體中の一成員としての資格を作るにあるからである。而して學校は一つの小社會であつて、この種の訓練をなすに最も適合した環境である。勿論訓練は家庭社會に於ても、共同的に施されねばならぬが、こゝでは、主として學校生活

に於ける公民訓練の方法と施設とについて、少しく論じて見やうと思ふ。

普通學校訓練の方法として教へらるゝものは、示範、訓諭、命令及び禁止、懲罰、褒賞、校風、遊戯、及運動、競技、課業、作業、自治制等の諸項があげられる。公民的訓練に於ても、何れの一つとして之を缺くことは出来ないが、こゝでは、公民的訓練上特に重要なもの、即ち前記中校風以下の諸項目について、其の方法を述べ、合せて其の中に施設のことも述べて見たいと思ふ。

一、校風による訓練

學校は一つの小社會であつて、歴史的に一種の社會意志が成立してゐる。恰も國家に國民精神あるが如きである。校風は實に學校に於ける公共意志の表明せられたるものである。學校に學ぶ生徒は、實にこの團體の一員として、校風を維持し、發揚せしむる責務を有するものであつて、そこに、生徒相互の同情心、同心、愛校心、犧牲心、自治心等を強めることが出来る。故に、校訓を立て、學校の主義方針を明にし、之を各生徒に體認せしめて、之が實現に努力せしむることが、一

つの公民的訓練となるのである。

二、遊戯及運動競技

これ等は個人的方面より見て、勇氣、耐忍、果斷、名譽を重んずる等の諸徳を訓練し得るが、更に又團體的方面より見れば、同情、協同、正義等の品性を陶冶する有効なる機會である。故に、學校に於ては、單なる娛樂としての外に、之等を公民的訓練の有効なる機會たらしむるやう、利用することを心掛くる必要がある。

三、課業

公民たるの資格として、自己の分擔せる仕事に責任を感じ、忠實に之を果す所の責任觀念が必要である。この精神は生徒が有する日々の課業に對して、忠實に勉強して與へられたる自己の責任を果すやう、訓練することによつて養成し得る。

又學習に於ては、注入主義の弊を去つて、自學自修の習慣をつけるならば、これやがて獨立、自營、自治等の習慣を養ふことが出来る。それがためには、學校に於

て参考書、辭書等を備へて、自由に生徒をして之を使用せしめ、自習、豫習、復習の機會を與へ、教師は之を適當に指導することが必要である。これがためには、今日の學校教育は、大に改造せられねばならぬ。又學習を共同的ならしめて、適當の指導を與ふるならば、そこに協同心、同情心等を訓練することが出来る。物理化學の實驗、博物學の實驗等に於ては、此の方面の訓練を容易に實施することが出来る。

四、作業

作業といふのは、課業以外に、學校に於て生徒が主として身體を勤勞せしむる方面の仕事を云ふので。例へば掃除、學校園の手入、運動會、學藝會等に、生徒がたづさはつて、勤勞するのを指す。これらは學校と云ふ小社會で行はれる團體的作業であつて、公民的訓練の最もよい機會である。作業によつて勤勞を愛し、責任を重んじ、協同一致して活動する習慣を養ふことが出来る。又之等の團體的作業は、個人の利害を捨て、團體のために盡す公共心の涵養ともなる。

それ故に、學校に於ては、特に之等の機會を利用して、教師も生徒と同様に参加するとか、又は適當の指導を與へて、充分に公民的訓練の効果をあげるやう努力すべきである。

五、自治制

公民の資格として大切なものは、自治の精神である。之には、個人的自治と團體的自治とあるが、兩者は決して別なものではなく、結局は一致すべきものである。學校に於て、自治的品性を陶冶するためには、學校内の組織を自治的にすることである。其の程度には種々あらう。或は全然學校全體を自治的にすることもあれば、特別な自治團體を設けて自治的訓練を行なふものもあらう。

自治制度を學校に應用せるものは、英米に於て最も著しい。殊に米國では、學校都市なるものを設けてをる。それは學校を一つの自治團體と看做し、各學級は一つの自治都市と考へ、生徒をして其の中の行事運営を自ら爲さしめて、他日自治制下の立派な公民となるの基礎を作るといふのである。これは、自治制を

極端にまで學校生活に應用したものである。私はこれほど極端にすることは今日の我が學校教育には副はないと思ふから、學校生活内に於て、適當に自治制をとり入れることが願はしいと思ふ。其の實際施設について述べて見る。

一、學級を自治的にすることである。組長、副組長等は之を公選することとし、級會を開きて、生徒相互に切磋琢磨し合ひ、互に協同一致して、風紀の向上、學力の進歩を圖るといふやうなことは、受持教師の指導宜しきを得たならば、なし得ることである。

二、校友會とか學友會とか稱してゐるものも、生徒から委員を公選せしめて、適材を適所に配し、全校生徒の總會又は委員會等を開き、輿論に基づいて、之を實行して行くのである。而して、それらの會には、教師の指導によつて、議事法を實行せしむるのもよい。

三、寄宿舎は自治制を應用するに、最も適したものであるから、教師の指導如何によつては最も有効な場所である。

四、其の他圖書室、展覽會講演會購賣組合、運動會、修學旅行、學校園の手入れ等種々の學校の施設や行事について、出来るだけ生徒の自治組織の下に之を運営せしむるならば、是亦何れも有効なる公民訓練の機會たらざるはない。

以上自治制を實施するに當つては、適當なる指導者が必要である。指導者宜しきを得なかつたならば、却つて自治は誤りたる自由の發揮となり、生徒の訓育を害することむしろ干渉主義の弊よりも甚しきに至る。又自治制は最底限度尋常五六年よりし中等學校に於て最も有利である。それ以上の學校に於ては、自治制は當然のことである。

第八章 公民教育上留意すべき諸點

公民教育は國民の公共生活を完からしむるために、特に公共生活に必須なる知識徳操を涵養するところに其の存在の意義と價値と使命とがあることは既に述べたところである。而して、現下の我が社會狀態、思想的傾向、政治經濟の實際等より見て、特に公民教育上留意すべき諸點を列擧しておきたいと思ふ。

一 個人主義と社會主義との調和

公民教育は公共生活を目標とするのである。即ち個人が相互依存的な協同生活を營む方面に、着目するものである。是に於てか、個人主義と社會主義との二つの思想態度についての明確なる理解が公民教育實施上甚だ肝要な事になつて來る。茲で社會主義といふのは、現代社會を破壊せんとする所謂危險思想としての社會主義を指すのではない。私のこゝで使用する社會主義なる語は

個人を本位として考ふる思想に對して、社會を本位とする思想を指すので、個人對社會の觀念から相對立するものとして、之を使用するので、決して所謂社會主義を指すものでないことを斷つておく、世には往々にして學術的な意味と通俗的な意味とを混同し、社會主義なる文字を見れば、直に危險なりと速斷する人がないでもない。それ故に特に此の點を斷つておく次第である。

個人主義は個人格を絶對單位として之を尊重し、人生の最高目的は個人格の自由なる發展にありとするから、社會は個人の方便に過ぎないのである。それ故に個人主義に於ては、快樂も利益も幸福も個人のそれとして考へられる。

かやうな考は西洋に於ては、文藝復興以來のものである。而して文藝復興は、中世紀に於ける個人格壓迫の反動として起つたもので、其の始めは文藝の自由研究といふことにあつたが、それが宗教に於て宗教改革となり、政治に於ては革命となつて現はれた。今政治上の革命について考へて見ると、專制君主の壓制的支配の反動として起つたものである。イギリスやフランスの革命史を見れば明

である。更に一方思想の方面から見ると、ホッブスの利己主義の説、ルソーの契約説、カントの人格の絶対價值説、ベンザム、ミルの功利主義の説等の如き、何れも個人主義の思想を代表するものと云つてよい。

政治の方面について見れば、自然権の思想は、その代表的なものである。而して立憲政治の思想は、近世紀以來の個人主義思想に出發してゐると云つてよいが、立憲政治の魁をなして、世界に模範を垂れたものはイギリスである。而してイギリスの立憲政治は、一面には専制君主の壓制に對する反抗に原因してをり、他面には功利主義の思想に根ざしてゐる。功利主義は所謂「最大多數の最大幸福」を唱導するもので、一見社會的のものゝやうに思はれ易いのであるが、其の實は全く個人的なものである。何となれば、ベンザムやミル等の考へた社會は、個人の機械的集合と見てゐるから、功利主義は個人主義の集積とも見るべきものである。社會を個人の有機的一體と見てゐないのである。この點によく注意を拂はねばならん。

そこでイギリスの立憲政治は、個人主義の妥協的解決法として生れたものである。多數決と云ふことが既にそうである。多數の主張が善であるといふ法則は、如何なる點から考へても出て來ない。五十一人の意見が四十九人の意見よりも理論上善なりとの證明は、如何にしても出來ないことである。こゝに私の妥協主義なりといふ所以がある。

又立憲政治が個人主義的なりといふは、個人の自由を尊重し、その意志に基づく輿論による所の政治であるからである。こゝに強い個人主義的色彩がある。この思想は、國家は個人の生命財産自由を保護する機關だとするのである。従つて國家が個人の自由を不合理に壓迫したり、束縛したりすることは、不都合である。國家は個人の利益幸福を増進するためにのみ、個人を強制する権利があるのだと考へる。スペンサー等の考は、其の最も著しいものであらう。

個人主義の思想は、又經濟の方面にも行はれた。それはかの無干渉主義或は自由主義 *Laissez faire* である。即ち自由競争、自由契約を理想とするものである。

これは工業革命 Industrial Revolution の時代に始まつたものである。有名なアダムスミス Adam Smith の『富國論』“Wealth of Nation”は此の個人主義の經濟思想を以つて書かれたもので、各人が其の利益を自由に追及するやうに、放任せられるならば、社會の幸福は最もよく確保せらるゝものであることを指摘した。即ち資本勞働の自由なる行動需要供給に基づく價格の自由なる調節、交易の自由等は、經濟調整の最善なるものである。従つて産業に於ける政府の干涉は、その自然の過程を阻害するものであるといふのである。この思想は十九世に行はれた。しかるに十九世紀末からこの個人主義的な經濟主義は、多くの弊害と不幸とを社會生活に齎らすことゝはなつた。即ち資本主義の跋扈から來るそれである。是に於てか、個人主義から社會主義へと方向を轉ずるに至つた。

次に社會主義のことについて考察を進めて見たい。私のこゝで社會主義といふのは、學的の意味で云ふのであることは、本節の始めに述べておいた通りである。それ故に、私の社會主義と稱してゐるものゝ中には、次のやうな種々のもの

の内容とするものである。即ち經濟的なるものには組合主義、宗教的なるものには教會主義、政治的なるものには自治團體主義、國家主義等を總括するのである。それ故に社會主義のかはりに團體主義といつてもよい。

かゝる意味の社會主義は、つまり個人主義に對立するもので、個人よりも社會を重しとし、社會の安寧幸福進歩發展を人生最高の目的とし、個人はむしろ其のために存在の意義と價值とを有するものである。而してその實現の方法も、社會的に行はれなければならぬ。従つて個人の自由は大に制限されねばならぬ。個人は社會に従屬すべきものであるとせらるゝ。

西洋に見ると、ギリシヤ、ローマの古代は國家主義的であつたし、中世は教會主義であつて、一種の社會主義が政治上に行はれてをつた。その反動が、文藝復興を導火線として起り、宗教に政治に經濟に行はれ、個人主義的傾向が盛んとなり、現代に於ては又其反動として、著るしく社會主義的傾向を帯びて來た。古代中世の國家主義や教會主義は、個人の自覺なき時代の何れかと云へば、無意識的な

ものであつたが現代の社會主義的な思想は、一度個人主義の思想を通して生れたものであるから、餘程其の内容が異なるものである。即ち個人格を尊重し、社會を以つて個人格の有機的な連帶的結合と見るのである。之はたしかに新しい意味の社會觀であつて、ある人が「社會の發見」といふのはこの意味に於てである。

かやうに述べると、個人主義と社會主義とは、之を融合調和せしめて理解することによつて、完きを得るものである。公民教育は公共生活を目標とするものであるが、個人と社會については、その有機的關係につき、合理的な理解を得せしむることを基調とせんければならぬ。

我が國に於ては、永き封建制度によつて、個人格は無視せられてをたが、明治維新と共に歐米の個人主義思想が輸入せられ、道德、政治、經濟の上に、著しき其の傾向を見るに至つた。こゝに於て、我が國に特有な家族主義や國家主義などに對して、餘程反對の方向に進まんとしてゐる。公民教育に於ては、個人と社會と

の調和の原理に基づいて、固有の思想と外來の個人主義思想との調和を計り、家庭生活、社會生活、國家生活に於ける、正しき知見を與へ、政治、經濟の問題を正しく理解せしむるやう企てねばならぬと思ふ。

二 權利主義と義務主義との調和

こゝで私の權利主義と云ふのは、個人主義的な自由の保證としての權利を主張するの思想と、之と反對に個人が他人又は社會に對して、自己の自由を犠牲とする義務主義とについてである。

歐米では國家を法律組織と見、個人の利害關係を調整するものと見るから、個人の權利を尊重する。各國の憲法には個人の種々の權利が保證せられてゐる。これは前節にも述べたやうな個人主義の當然の歸結である。一體權利は自己主張の保證である。そこで權利思想にかられると、とかくそれを楯にして、自己の利益幸福を主張する傾を生じ、法律を理由に、色々の反道德な行爲をする者が

生じ、公共生活をして極めて情味のない、冷酷なものにする傾向がある。例へば、民法に戸主権や親権といふものがあるが、戸主や親が自己に與へられた権利なりとして、徒らに家族や子供の自由を拘束することがあつたならば、どうであらうか。本來愛情によつて結合した家庭生活は、極めて冷やかな殺風景なものとならざるを得ない。社會生活に於ても、程度の差こそあれ、同様である。例へば、債權者が債務者の事情をも顧みず、自己の權利を振り廻はす場合でも、何等違法でないから、差し支へないやうなものゝ、それは人情に反すること、社會生活の圓滿をやぶるものである。故に權利思想はその反面に義務思想を裏付けてゐることが必要である。

次に義務思想について考へるに、私のこゝで云ふ義務とは、兵役納税とか戸主の義務とか云ふやうに、法律に規定されたものゝみを指すのではなく、もつと廣く、道徳的な義務をさす。同情愛隣、献身、犠牲、忠孝と云ふやうな徳目は、何れも自己主張の權利思想とは反對の方向に働くものである。

從來我が國では、維新前までは義務思想が強かつた。儒教道徳に云ふ仁とか忠恕とか云ふものがそれであり、佛敎の報恩主義がそれである。又我が國の家族主義的の發達過程から見て、愛情が基本となるから、義務觀念が強くなつたのも、自然のことゝ云はなければならぬ。社會生活にしても、長幼の間、主従の間に、情味ある義務觀念が強く働いて居つたやうに思はれる。

しかるに、明治維新後個人主義思想と共に、自由民權の思想が次第に盛んになり、自己主張としての權利觀念が人心を支配するに至つて、過去に行はれた美しい義務觀念が著しく薄らいで來たのは、何れの方面を見ても看取されることで、私共は此の點については、大に反省せねばならぬことだと考へる。

私共の考では、權利觀念と義務觀念とは、相反する二つのものと見ず、一體兩面關係のものだとして、之を解すべきものだと思ふのである。こゝに注意すべきは、權利義務の關係を説くに、債權者は債務者に對して權利を有し、反對に債務者は債權者に對して義務を負ふと云ふやうな、對立關係の權利義務ではなく、社會

生活に於て、一人が他人に對して有する権利は同時に義務を有するとする如く、一人格内に権利と義務とが一體となつて存することを意味する。ドイツ憲法第五十三條に「所有權は義務を包含す、所有權の行使は同時に公共の福利の爲にすることを要す」とあるのはそれである。

公共生活に於ける各人の權利義務をかやうな意味に考へて初めて眞の權利義務が行はれ得る。公民教育に於ては、此の點に關して、正しき理解を與へねばならぬ。我が國從來の義務思想と外來の權利思想とを二重に使ひ分けるやうな教育をしてはならぬ。どうもこの邊が從來の國民教育では不徹底であつたやうに思ふ。故に公民教育に於て、公共生活の一員を作るためには、特に此點に注意が必要であると信ずる。

三 自由主義と規範主義との調和

自由といふことは、個人主義的な又權利主義的な考の中に含まれる思想であ

る。自由の意義については、種々な解釋が下されるのであるが、こゝでは、公共生活の中で、個人が活動する場合に、その意志を拘束されないと云ふ意味に解しておく。

この自由といふ考は、人を人格體と見、自己創造體と見、絶對な價値を有する存在であると見るから、その生命の保存が確實に保證され、其の活動は拘束せらるべきでないとする。かゝる個人尊重の思想に基づいて、個人活動の自由といふことに意味をつけるのである。なるほど、この思想にも一應の理窟がある。實際人類の文化は、個人の活動によつて生産されたものである。學問、藝術、思想、發明、発見の如きものを考へて見ても、個人の創造性の自由なる活躍の結果である。之を歴史に見ても、中世紀のやうに個人の自由を拘束した時代には、文化は沈滞し、停滯したし、歐洲近代のやうに個人の自由活動が是認せられた時代には、文化は著しく發展進歩した。

しかし、之は自由の効果の一面である。反面には、自由思想が社會生活に不幸

な結果を齎らしてゐる。例へば思想の自由といふことから、反社會的反國家的な思想や活動を發生せしめた。又政治上の自由主義は、あらゆる權威を蔑視し、國家の統制を無視するやうな所謂無政府的な思想行動に導いた。經濟上の自由主義は、極端な資本主義の跋扈となつて、呪咀の的となつてゐる。かゝる社會的不幸不安は、自由主義の齎らした累である。

そこで自由と云ふことは當然に制限されねばならぬこととなる。而してその制限は個人から社會へ眼を轉するとき明となる。例へば經濟の問題について考へて見れば、同一の椅子を同時に二人の人が占領することは出来ぬ。又一人が富を澤山所有すれば他の人は少なく所有すべく餘儀なくせらるゝ。こゝに於て、經濟上個人の自由活動は、他人の自由活動を阻害することになる。社會の不安はこゝに根ざして來る。そこで極度なる個人の自由活動は禁せられねばならぬ。ロビンソンクルソーのやうに、孤獨生活を營む状態に於ては、そこに問題が起らぬが、多數の人が共同生活を營む状態に於ては、それが重大な問

題となつて來る。

こゝに於て、公共生活に於ては、共存共榮が原則とせられ、そこに自由に対する制限が起る。道德法律の如き規範はそれである。されば絶對な自由活動は、ゆるさるべきでなく、これらの規範内の活動に自由が認めらるゝのみである。即ち制限せられたる自由のみが存するのである。

而して道德法律の如き規範は、社會發達の程度により、國性民情の異なるに従つて其の範圍程度を異にするものであるから、時代と國とによつて、自由の様式が異なるのは當然のことである。しかしながら、如何なる時代、如何なる國に於ても、自由とそれに對する制限としての規範が存在することは、人間社會の本質的な性質である。

しかも是に注意すべきは、自由とそれを制限する規範との相互關係は、固定的なものではなく、たへず移動する性質のものであるから、如何にして其の限界を定めるかについて問題が起つて來る。例へば、治安維持法が議會の問題となると

きに、一派の人は自由を強調して之を悪法なりとし、一派の人は規範を力説して之を辯護せんとする。かゝる場合に、之を教育の材料とし考へるときには、常に自由と規範との調和の見地から、之を判断することが重要である。

公民教育に於て、公共生活の問題を取り扱ふには、自由主義と規範主義との相関々係を洞察し、調和的見解をとつて、一方に偏せざるやうせんければならぬ。自由主義に偏すれば、道徳法律の如き規範を軽んずるの弊に陥るが、さらはとて、規範主義に偏して、既成規範のみに盲従しては、規範の進歩は促されぬであらう。こゝに教育上困難な點がある。

四 平等主義と差別主義との調和

平等思想は自由思想と相並んで、現代に行はれてゐるものである。而して二者は、何れも個人主義の地盤から生じたものである。即ち個人は絶対な價値を有するから、何れも平等なものだとするのである。この思想は右の様な哲學的

な考からも來るが、他方には、自由と同じやうに、社會生活の實際上の缺陷から來てゐる。それは政治上に於ける權利の不平等、經濟上に於ける富の不平等の事實が、不平者をして之を絶叫せしめるのである。自由と平等とは、實にフランス革命以來、世界的になつた近代社會生活に於けるモットーである。

翻つて考ふるに、我が國は古來差別主義を重んじた國である。儒教は差別主義である。夫婦別あり、長幼序ありといひ、近きより遠きに及ぼすと云ふ主義である。かゝる道徳思想の影響もあらうが、又一面には、我が國の實際社會といふものが封建制度によつて階級を確立し、之を維持する實際必要からも、差別主義が重んぜられねばならなかつたと思ふ。即ち士農工商と云ふ階級が判然としてをつて、そこに上下の區別がある。又家庭に於ては家長と家族との間に差別がおかれ、夫婦の間には婦は夫に従ふものとせられ、師弟の關係に於ては弟子は師から三尺離れて其の影を跡まぬものとせられ、男女に於ては女は男の下位におかれ、又農業に於ては地主と小作人、工業に於ては雇主と傭人とは、主従の關係

におかれてあつた。之等の差別観は、何等の不都合もなく、是認せられ、秩序よく社会生活が営まれてをつた。

然るに、明治維新と同時に、社会階級が撤廢せられて四民平等となり、西洋の平等思想が輸入せらるゝやうになつて、バランスを保つておつた差別的な思想と社会相とは著しい動搖を來すことゝなつて、今日と雖も尙ほ動搖は止むでない。権利の平等としては普通選挙があり、教育には機會均等が要求せられ、職業には男女の差別撤廢が唱へられ、經濟に於ては富の平等が叫ばれてゐる。水平運動や華族廢止論も亦平等思想の産物である。又夫婦關係に於ても、教育ある婦人は夫に對して男女同權的な主張をなし、傭人は雇主に對して反抗し、生徒は教師を輕んじ、下にして上を侮るといふやうな風は、維新前の状態と比べて、隔世の感がある。

かやうな状態は、一面から見れば、個人の自覺といふ點に於て、必ずしも非とすべきではないが、他面から見れば、餘りに捉はれたる平等思想の弊として、大に改

善を要することであると思ふ。こゝに於てか平等主義と差別主義との調和に考を向けなければならぬ。

平等主義は如何なる意味に於て主張されるべきかと云へば、不合理なる經濟組織から來る富の不平等、不合理に機會均等を失した教育制度、不合理なる權利の配布、不合理なる性別觀、不合理なる社会階級等に對してとなければならぬ。

法律の前には各人が平等であり、教育は義務教育制度となつて機會の均等が與へられてゐるなど、漸次不合理な點は改善されつゝある。

しかし他方に差別主義が重んぜられねばならぬ。父子、兄弟、長幼、賢愚、才不才、能不能等の差別は、與へられたるもので、之を平等視せんとするのは、黑白を同一色となさんとするもので、絶対に不可能なことである。従つて、治者と被治者、指導者と被指導者、教育者と被教育者、富者と貧者、賢者と愚者等の差別の生じ來るは、必然的且つ合理的なことである。されば、それらの差別を無視せんとするは、自然の理法に反すると同時に、反理想的な点でもある。柳は緑花は紅にして、初

めて二者はよく其の存在の價値を有するのである。

かやうに觀すれば、差別の中に平等を認めることが、眞の平等で、萬人を同一にせんとするは天理に反するものであり、且つ全然不可能なことである。故に平等主義と差別主義とは、之を調和せしむることによつて全きを得る。

近時我が國の平等主義の主張は甚しく極端に走り、在來の自然な差別をも無視せんとする傾向がある。この捉はれたる平等思想を正解して、在來の差別主義と調和を保たしめる必要がある。

公民教育に於て、公共生活を取り扱ふに當つては、この點に留意せねばならぬと思ふのである。

○ ○ ○ ○ ○ × × × × × × ×

尙ほ此の他論すべき點は幾多あらうと思ふが、公民教育が公共生活を對象として、國民を教育するに當つて、特に我が國現下の趨勢に鑑みて、必要と信ずる點のみを述べたに過ぎない。要するに、我が國は外來と在來との二要素がよく調

和してゐないで、二様の使ひ分けをする様な弊があるから、この弊を救ふために、大なる注意が必要であると思ふから、それに關し二三の點を指摘したのである。

結 語

以上論述するところによつて、公民教育の概要を明にした。我が國に於ける公民教育は、従來行はれて來た國民教育の範圍を出でないものであつて、たゞ比較的効果のあがらなかつた方面に、更に一層の力を注ぐの必要よりして、新しき衣を着けて現はれて來たに過ぎないものである。故に小學教育に於ては、従來の修身國語等の教科に於て採用せられ來つた公民科教材を整理して、一層有効に取り扱ふことにより、更に訓練に於ては、團體生活公共生活に對する方面の品性を陶冶するに力を注ぐことによつて、公民教育の目的を果すことが時代の要求を充たす所以である。

實業補習學校に於ては、既に公民科を特設するの規定が實施せられてゐるのであるから、此の制度を充分に有効に活用して、公民教育の効果を擧ぐることに努力すべきである。

更に中等學校に於ては、公民教育の徹底を期するため、公民科を設けることは緊急事であると信ずる。それがためには、さしあたり法制經濟科を公民科となし、修身科との教材の關係を明にし、實際教育上最も効果の多いやう工夫するの必要がある。又中等學校上級に於ては、生徒の年齢も進み、自我の覺醒も高まり、學校生活に於いて團體的訓練をなすに最も有効な時機であるから、一層訓練面に努力を注いだならば、今後大に其の効果をあげ得ることゝ信ずる。

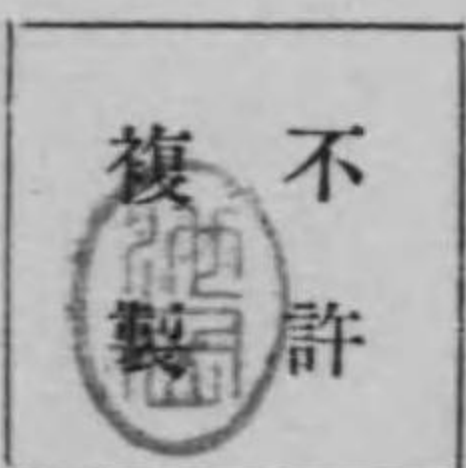
學校教育の効果は、家庭并に社會が之と協調して初めて全きを得ることは勿論であるが、教育の中心は學校にあることは當然のことである。而して學校教育の効果は、教育者その人の人格、學識、熱心、努力に俟つことが最も多いのであるから、今後公民教育の効果の擧がると否とは、實に教育者その人にありと云はなければならぬ。如何に教育制度を改善しても、制度は畢竟機構であつて、これを生かすと否とは、之を運営する當面の教育者の力に俟つの外はない。それ故に、私共は教育者諸君に對して、今後更に一層公民教育の研究と之が徹底充實とに

力を致され、充分なる効果を收められむことを切望して筆を擱く。

公民教育の根本問題 (終)

大正十四年六月一日印刷
大正十四年六月三日發行

【定價金貳圓】



著者	池岡直孝
發行者	東京市牛込區市谷左内町一番地 辻村良輔
印刷者	東京市神田區表猿樂町二番地 田中常太郎
發行所	東京市牛込區市谷左内町一番地 文政社

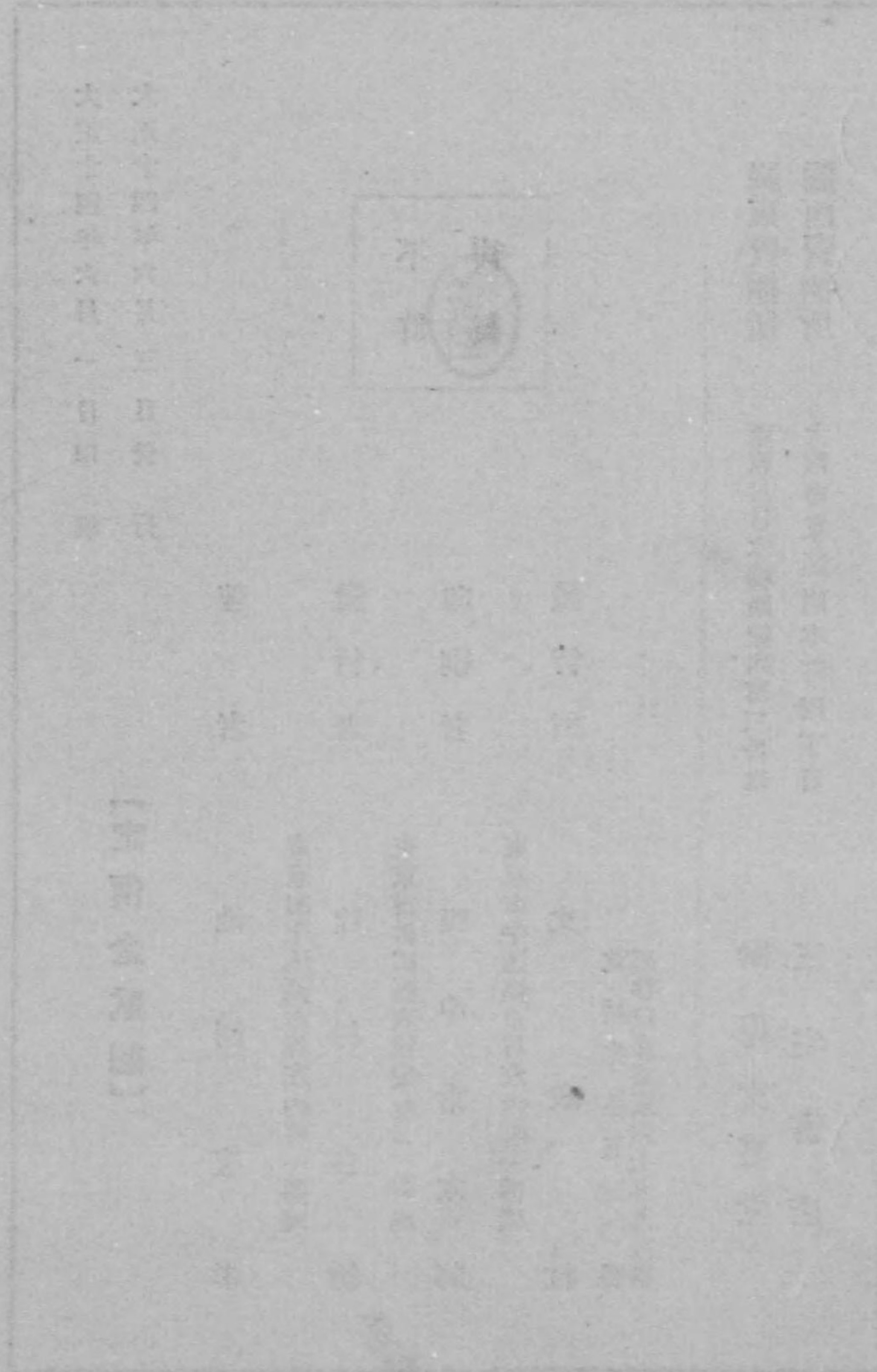
電話牛込五三〇番
振替口座東京六七九八番

關東賣捌所
關西賣捌所

東京市日本橋區鐵砲町三番地
大阪市東區南本町四丁目

柳原文盛堂
三宅書店

工 37 59



終

